

奈良県告示第三百七十五号

平成十二年二月奈良県告示第五百二十一号（奈良県収納代理郵便官署の指定）の一部を次のように改正し、令和二年十月三十日から適用する。

令和三年三月二日

奈良県知事 荒井正吾

二の1中「及びその駐車場」を「並びにその駐車場及び水道」に改める。